

柔道整復師国家試験改善検討委員会報告書

平成30年3月5日

1 はじめに

柔道整復師国家試験は、柔道整復師として必要な知識及び技能について評価するものであり、昭和 63 年（1988 年）に柔道整復師法の改正が行われ試験の実施者が厚生大臣（現厚生労働大臣）となり、平成 5 年（1993 年）に第 1 回の試験が実施されて以来、毎年継続的に実施され、柔道整復師の質を担保するための重要な役割を担ってきた。

一方で、医療関連職種を行う業務は、国民の生命及び健康に直結する極めて重要なものであり、国民に安全な医療を提供する観点から、これらの資格の試験制度のあり方は、更なる質の向上を図っていくことが要請されている。このことから、医師国家試験をはじめ、種々の国家試験においては、定期的あるいは適宜見直しを行い、国家試験の質の向上を図ってきているところであり、国家試験として 10 回の区切りを迎えたことから、更なる質の向上を図るため、平成 15 年（2003 年）に柔道整復師試験改善検討委員会を設置し、基本的事項を問う必修問題の導入、臨床実地問題数の増加や受験生の知識量を正確に反映する出題形式の見直しなどを検討し、平成 16 年（2004 年）第 12 回以降の国家試験に反映させた。しかしながら近年、医療に係る変革に伴い、平成 26 年（2014 年）に（公財）柔道整復研修試験財団が柔道整復師国家試験改善検討準備委員会を立ち上げ、必修問題のあり方、一般問題の出題比率等の論点を抽出・整理した。その後平成 27 年（2015 年）に柔道整復師国家試験改善検討委員会（以下、「本検討委員会」という。）を設置し、準備委員会で論点抽出された改善項目について検討し、平成 28 年（2016 年）2 月に必修問題、一般問題及び臨床実地問題の検討結果を柔道整復師国家試験改善検討委員会報告書（中間まとめ）として取り纏めた。その後 10 月に厚生労働省の「柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会」報告書を受け、本検討委員会で再検討を重ね、受験生の負担を軽減するため、出題基準検討委員会で所要の検討を行い、第一次、第二次改訂での二段階で実施する方向とした。

2 具体的な改善事項

本検討委員会では、柔道整復師国家試験の更なる質の向上を図るために、柔道整復師としての基本的事項を問う必修問題の出題範囲を見直し、必修問題数の増加を行う。また、臨床の場を想定して、総合的・基本的な思考力や適切な判断力を評価する臨床実地問題の増加などについて検討を行った結果、以下のとおり意見を取り纏めたので報告する。

（1）必修問題について

- ① 柔道整復師になる全ての者が知っていなければならないことを問う出題内容とする。
- ② 従来 30 問では、実力を適正に評価できないおそれがあるため 50 問に増やす。
- ③ 必修問題の出題範囲を「柔道整復施術の基礎」、「保険診療に関する知識」及び「関係法規に関する知識」とする。

(2) 試験問題数について

必修問題数の増加により、試験問題数を現行の 230 問から 250 問に改めることとする。

(3) 臨床実地問題数について

柔道整復師としての問題解決能力を問う臨床実地問題の出題については、現行の 15 問程度から 20 問程度に改め、現行 10 問の「柔道整復理論」は第一次改訂では急激な変化を避けるため 15 問程度とし、第二次改訂では、20 問程度に増やすことが望ましい。

(4) 合否基準

柔道整復師としての基本的事項と位置づけられる必修問題並びに一般問題については現行通りとする。

(5) 試験委員の増員

柔道整復師国家試験における必修問題及び臨床実地問題の問題数増加に伴い、柔道整復理論試験委員の役割が増えることに鑑み、柔道整復理論試験委員を若干名増員することが必要である。

3 課 題

(1) 必修問題について

従前の全試験科目から出題することで、受験者の学習を促す必要もあるのではないかと意見があり、今後の課題とした。

(2) 事後評価について

試験問題が適正であったか、検討する必要性があるのではないかと意見があり、今後の課題とした。

4 実施時期について

本検討委員会での報告を踏まえ、柔道整復師国家試験出題基準を改訂し試験を実施していくこととなるが、各養成施設（学校）及び受験生の周知期間を考慮し、平成 30 年（2018 年）3 月 31 日までに公表する部分については平成 32 年（2020 年）3 月（第 28 回）の国家試験から実施し、平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までに公表する部分については平成 34 年（2022 年）3 月（第 30 回）の国家試験から実施していくこととする。

5 おわりに

国民の負託に応じ得る資質の高い柔道整復師を今後とも確保できるよう、今回の試験制度の改善が実効を伴ったものとなるため関係各位の一層の努力と協力を期待する。

また、厚生労働省での柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会の検討結果を踏まえ、本検討委員会では第二次改訂に向けて更なる国家試験の質の向上を図っていくこととする。

柔道整復師国家試験改善検討委員会名簿

就任期間（平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日、
平成 29 年 5 月 1 日～）

| | 氏名 | 所属 |
|------|-------|--|
| 委員長 | 相澤 好治 | 北里大学名誉教授 |
| 委員 | 碓井 貞成 | (公社) 全国柔道整復学校協会会長 |
| | 金森 篤子 | (公財) 柔道整復研修試験財団理事 |
| | 釜菴 敏 | (公社) 日本医師会常任理事 |
| | 工藤 鉄男 | (公社) 日本柔道整復師会会長 |
| | 櫻井 康司 | (一社) 日本柔道整復接骨医学会会長 |
| | 松下 隆 | 総合南東北病院外傷センターセンター長 |
| 前委員長 | 内西兼一郎 | (元) 柔道整復師試験委員会委員長 (平成 29 年 9 月 1 日まで) |

(委員：五十音順)